

重点点検分野（水分野）に係る 関係府省の自主的点検結果（調査票）

【分野名】水環境保全に関する取組

重点検討項目② 水環境改善のための取組

- a) 湖沼における水質改善、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全に向けた取組の状況
- b) 閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組の状況
- c) 海洋汚染の防止を図るための取組の状況
- d) 国際協力・連携の取組の状況

< 調査票整理番号及び施策等の名称 >

【環境省】

- a) 湖沼における取組等
 - 37 湖沼水質汚濁メカニズムの解明と湖沼水質保全対策の効果的な実施手法の整理
 - 38 自然浄化機能を活用した有効な水質保全対策の推進
- a) 湖沼、 b) 閉鎖性海域における取組等
 - 39 環境技術実証事業（湖沼等水質浄化技術分野）
 - 40 生物多様性上重要な湿地の保全の推進
- b) 閉鎖性海域における取組等
 - 41 総量削減状況等モニタリング
 - 42 総量削減制度の在り方及び汚濁負荷削減対策の検討に向けた調査
 - 43 海域の窒素、りんに係る暫定排水基準の見直し
 - 44 瀬戸内海環境保全基本計画の変更
 - 45 有明海・八代海等の再生
 - 46 里海の創生
 - 47 生物多様性保全回復施設整備交付金事業
- c) 海洋環境における取組等
 - 48 ロンドン議定書国内対応
 - 49 海洋環境モニタリング
 - 50 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業
- c) 海洋環境、 d) 国際協力・連携における取組等
 - 51 北西太平洋地域海行動計画推進事業
- d) 国際協力・連携における取組等
 - 52 アジア水環境パートナーシップ（WEPA）
 - 53 中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業（日中水環境協力事業）
 - 54 アジア水環境改善モデル事業
 - 55 し尿処理システムの国際普及の推進
 - 56 国連大学拠出金（低炭素型水環境改善システム研究事業）
 - 57 アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

【外務省】

- c) 海洋環境、 d) 国際協力・連携における取組等

- 58 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた取組
- 59 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書(以下「ロンドン条約・議定書」という)を通じた取組
- d) 国際協力・連携における取組等
- 60 ODAを通じた国際的な水環境保全への対応

【農林水産省】

- a) 湖沼における取組等
 - 61 健全な内水面生態系復元等推進事業
 - 62 水質保全対策事業（水質保全施設整備）
- a) 湖沼、b) 閉鎖性海域における取組等
 - 63 環境保全型農業直接支払交付金の推進
 - 64 持続的な農業生産方式の導入の促進
 - 65 農業環境規範の普及・定着
 - 66 有機農業の推進
- b) 閉鎖性海域における取組等
 - 67 水産環境整備事業
- c) 海洋環境における取組等
 - 68 海岸漂着物の円滑な処理
- d) 国際協力・連携における取組等
 - 69 アジアモンスーン地域連携水田・水環境評価検討事業

【国土交通省】

- a) 湖沼、b) 閉鎖性海域、c) 海洋環境における取組等
 - 70 海の再生等閉鎖性水域における総合的な取組の推進
 - 71 下水の高度処理等による湖沼における水環境の保全
- b) 閉鎖性海域における取組等
 - 72 下水の高度処理等による閉鎖性海域における水環境の保全
- c) 海洋環境における取組等
 - 73 下水の高度処理等による陸域からの負荷の削減
- b) 閉鎖性海域、c) 海洋環境における取組等
 - 74 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）
- b) 閉鎖性海域における取組等
 - 75 干潟の再生
 - 76 底質環境の改善に向けた取組
 - 77 閉鎖性水域における環境モニタリング
- c) 海洋環境における取組等
 - 78 海洋汚染調査
 - 79 海洋環境保全思想の普及・啓発活動
 - 80 マルポール条約に基づく国内対応（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の着実な推進
 - 81 船舶バラスト水規制管理条約に規定されるバラスト水処理設備に係る承認
- d) 国際協力・連携における取組等
 - 82 下水道分野の水ビジネス国際展開

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	37	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	湖沼水質汚濁メカニズムの解明と湖沼水質保全対策の効果的な実施手法の整理		
施策等の目的・概要	<p>湖沼の水質は徐々にではあるが改善も見られるものの、湖沼によっては、COD(生物化学的酸素供給量)の改善傾向が図られないこと、また、湖底の貧酸素化や水草の繁茂、利水障害や漁獲高の減少といった課題も見られる状況である。</p> <p>一方、現在の環境基準項目の達成状況だけでは湖沼の水環境の現状が国民にわかりにくいと、底層溶存酸素量、沿岸透明度といった項目の追加が予定されている。</p> <p>これらの基準等の設定に伴う対策の実施に資するため、湖沼水質汚濁のメカニズムを解明するとともに、栄養塩等の影響要因及び影響程度を明らかにした上で、湖沼水質保全対策の効果的な実施手法について整理し、望ましい湖沼水環境実現を目指す。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、汽水湖の水環境の保全と対策などの参考資料(「日本の汽水湖～汽水湖の水環境の現状と保全～」)を取りまとめるとともに、難分解性有機物の調査方法、影響と対応策の例示などの整理を行った。 ・平成26年度は、底層溶存酸素と透明度を改善するモデル事業(諏訪湖)を地方公共団体に委託実施し、改善効果を確認した。 また、指定5湖沼で底層溶存酸素と透明度に関する影響要因の整理、水質予測モデルを用いて水質汚濁メカニズムの解析を行い、その結果から、課題の抽出を行った。 ・平成27年度は、更にモデル事業を3湖沼(八郎湖、諏訪湖、湖山池)で行う予定。 また、底層溶存酸素と透明度に関する影響要因、水質予測モデルによる影響要因の分析結果を精査するとともに、底層溶存酸素等に対する効果的な対策実施手法について検討を行う他、要因の調査方法、対策のモニタリング等に関する検討を行う予定である。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 17,325		
	平成26年度(執行ベース): 30,906		
	平成27年度(当初予算): 36,977		
今後の課題・方向性等	<p>・平成28年度には、新規基準の設定に伴う運用と対策について、分かりやすい手引きを作成するとともに、新たな基準や課題を踏まえた湖沼水質保全制度の見直し検討を行う予定である。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号①】</p> <p>《検討状況》</p> <p>平成17年に湖沼水質保全特別措置法が改正され、都道府県知事による流出水対策地区の指定、流出水対策推進計画の策定が定められた。</p> <p>平成25、26年度に湖沼水質保全計画が策定された、「八郎湖」「野尻湖」「中海」「宍道湖」の土地利用に関する関係者との連携状況に関しては、4湖沼とも、都道府県は、関係者(県、流域自治体、土地改良区、農協、大学など)と連携した流出水対策推進計画(土砂の流入防止、農薬や肥料の減量、住民による水質保全活動など)を策定するとともに、定期的な対策の推進管理、パンフレットによる啓発活動の実施している。</p> <p>国においては、取組の運用面に係る支援として「非特定汚濁源対策の推進に係るガイドライン」を作成している。</p> <p>《課題》</p> <p>・面源対策として、上記のような流出水対策地区を指定し、土地利用区分ごとの対策を実施することとしているものの、体制的制約又は技術的な難しさなどにより、関係者との連携による土地利用の調整までは至っていない状況。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	38	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	自然浄化機能を活用した有効な水質保全対策の推進		
施策等の目的・概要	<p>湖沼の水質環境基準(COO)の達成率は、50%程度と、他水域と比べて低く、また、湖岸の人工化や漁獲量の低下もあり、地域にとって望ましい湖沼水環境となっていないなどの問題を抱えている。一方、湖沼流域では下水道等の汚水処理施設が普及しており、今後、大幅な点源からの湖沼への流入負荷の低減が望めない状況である。また、水草の異常繁茂により、湖沼環境への影響が生じているところもみられる。</p> <p>このため、湖沼の水環境改善対策の一環として、水辺植生、底質改善等による自然浄化機能を積極的に活用した水環境保全対策の検討を進めているところである。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成25年度は、「湖沼流域水循環健全化事業(平成23～25年度)」の一環として、公募により選定した6湖沼において、自然浄化機能を活用した効果的な水質保全対策の確立を目指す「湖沼自然浄化活用事業」を実施し、対策に係る設計施工、水質の調査・分析、水質改善等の効果検証を行った。</p> <p>八郎湖(秋田県:H23-25年度) 試験ほ場に湖水を導水しヨシによる懸濁物質の沈降、栄養塩類の吸着</p> <p>大沼(北海道七飯町:H23-24年度) ヨシの植栽と透水材、暗渠排水を配した試験ほ場で透水材のろ過作用による栄養塩類除去、ヨシによる懸濁物質の沈降と栄養塩類の吸着</p> <p>中海(鳥取県:H23年度) 繁茂する海藻の刈取りによる栄養塩の湖外への持ち出し、刈り取った海藻の堆肥化</p> <p>宍道湖(島根県:H23-24年度) 覆砂による底質改善による栄養塩溶出の抑制、シジミの水質浄化の促進、漁獲による湖内栄養塩の湖外への持ち出し</p> <p>諏訪湖(長野県H24-25年度) 繁茂するヒシの刈取りによる湖内栄養塩の湖外への持ち出し、ヒシの堆肥化による化学肥料の低減</p> <p>琵琶湖(滋賀県:H24-25年度) 異常繁茂した水草の刈取りによる湖内栄養塩の湖外への持ち出し、水草の堆肥化</p> <p>・平成26年度は、上記の効果検証結果や課題を踏まえた配慮すべき点、また、参考事例を取りまとめた「湖沼自然浄化活用の手引き」を公表した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成25年度(執行ベース): 16,267</p> <p>平成26年度(執行ベース): -</p> <p>平成27年度(当初予算): -</p>		
今後の課題・方向性等	<p>平成26年度に、地方公共団体の湖沼担当者が水質保全方策の参考となる「湖沼自然浄化活用の手引き」を取りまとめ・公表した。</p> <p>一方、自然浄化機能を活用した水質保全対策の推進に際しては、費用削減の工夫や住民等の湖沼水環境保全に関する意識高揚の促進、適切な維持管理の徹底やモニタリングの実施が必要である。</p> <p>このため、底層DOなどの新たな基準の制定に伴う対策の実施と合わせて、引き続き、湖沼水質汚濁のメカニズムを解明するとともに、栄養塩等の影響要因及び影響程度を明らかにした上で、望ましい湖沼水環境実現に向け、湖沼水質保全対策の効果的な実施手法について検討することとする。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	39	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	環境技術実証事業(湖沼等水質浄化技術分野)		
施策等の目的・概要	<p>環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものであり、平成15年度にモデル事業を開始、平成20年度から本格事業を開始したものである。</p> <p>有機性排水処理技術分野では、有機性排水を適切に処理する総合的な排水処理技術を想定し、特に既存の排水処理技術に後付けで導入することが可能な低コスト・コンパクト・メンテナンスが容易で商業的に利用可能な技術を対象としており、平成15年度から平成26年度までに37技術について実証してきている。</p> <p>湖沼等水質浄化技術分野では、湖沼等における汚濁物質や藻類の除去、透明度の向上等水質浄化や水環境の向上に役立つ技術を対象としており、平成17年度から平成26年度までに23技術について実証してきている。</p> <p>閉鎖性海域における水環境改善技術分野では、水質及び底質の直接浄化または生物生息環境の改善に資する技術を対象として実証試験を実施しており、平成19年度から平成26年度までに15技術について実証してきている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・有機性排水処理技術分野では、平成25年度は2技術について実証試験を実施した。平成26年度は2技術について実証試験を実施。 ・湖沼等水質浄化技術分野では、平成25年度は1技術、平成26年度は2技術について実証試験を実施し、27年度も継続して実証試験を実施中。 ・閉鎖性海域における水環境改善技術分野では、平成26年度は2技術について実証試験を実施。うち1技術については、平成27年度も継続して実証試験を実施中。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 有機性排水処理技術分野7,886 湖沼等水質浄化技術分野4,441 閉鎖性海域における水環境改善技術分野697		
	平成26年度(執行ベース): 有機性排水処理技術分野7,052 湖沼等水質浄化技術分野4,774 閉鎖性海域における水環境改善技術分野5,900		
	平成27年度(当初予算): 有機性排水処理技術分野7,100 湖沼等水質浄化技術分野5,300 閉鎖性海域における水環境改善技術分野6,200		
今後の課題・方向性等	対象技術の環境保全効果等を客観的に実証するとともに、有用な技術の普及を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	40 (5の再掲)	府省名	環境省
重点検討項目番号	① ②	検討内容の詳細記号	a) a)、b)
施策等の名称	生物多様性上重要な湿地の保全の推進		
施策等の目的・概要	平成13年度に環境省が選定した「日本の重要湿地500」を、現状を踏まえ見直すことで、生物多様性上重要な湿地の保全の推進を図る。		
施策等の実施状況・効果	「日本の重要湿地500」はこれまで、保護区設定時の根拠、ラムサール条約湿地(及び潜在候補地)選定根拠、開発案件における保全上の配慮を促す根拠等として活用してきた。選定から10年以上が経過したため、平成26年度において、新たに知見の得られた重要な湿地や消滅した湿地等、現在の日本の湿地の状況を把握し見直しを行っているところ。		
施策等の予算額 (千円)	平成25年度(執行ベース): -		
	平成26年度(執行ベース): -		
	平成27年度(当初予算): -		
今後の課題・方向性等	可能な限り早期の公表を目指すとともに、公表した情報の普及啓発に努めて湿地の保全の推進を図る必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	41	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	総量削減状況等モニタリング		
施策等の目的・概要	<p>・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握するとともに、各海域の水質等について統一的な手法による調査を通じて汚濁状況を的確に把握することにより、水質総量削減の効果の評価に資する。</p> <p>【参考】水質総量削減 広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、CODについては昭和54年から、窒素・りんについては平成13年から汚濁負荷量の総量削減対策(工場・事業場に対する排出総量規制など)を、5年ごとに目標年度を定め継続的に実施。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・東京湾等の指定水域に係る発生負荷量を的確に把握するとともに、水質の改善状況との関係を解析することにより、7次にわたる総量削減の実施状況及びその効果を把握している。</p> <p>・平成25年度は、指定地域を含めた26自治体からの発生負荷量を把握した。また、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、水質等の調査を実施した。</p> <p>・平成26年度は、指定地域を含めた26自治体からの発生負荷量を把握した。また、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、水質等の調査を実施した。</p> <p>・平成27年度は、指定地域を含めた26自治体からの発生負荷量を把握する予定。また、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、水質等の調査を実施する予定。</p> <p>・調査結果は、今後の水質総量削減制度の在り方の検討や、新たな環境基準の検討内容も含め、現在の閉鎖性海域の課題に対応した新たな施策に向けた基礎資料として活用されている。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース) : 48,499		
	平成26年度(執行ベース) : 57,522		
	平成27年度(当初予算) : 59,405		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は水質総量削減制度が始まった昭和53年度より毎年実施している。指定水域に係る発生負荷量を的確に把握するとともに、水質の改善状況との関係を解析することは、7次にわたる総量削減の実施状況及びその効果の把握を行う基礎資料となるものであり、今後も引き続き調査を実施する必要がある。</p> <p>・また、今後の水質総量削減制度の在り方の検討や、汚濁負荷削減対策等の検討、さらには新たに検討されている環境基準の達成に向けた方策の検討も含め、現在の閉鎖性海域の課題に対応した新たな施策に向けた基礎資料として活用していく予定である。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号②】</p> <p>・本調査結果を基礎資料として、湾灘ごと等の水質管理の観点も含め、中央環境審議会にて第8次水質総量削減の在り方の検討が進められている。</p>		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	42	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	総量削減制度の在り方及び汚濁負荷削減対策の検討に向けた調査		
施策等の目的・概要	<p>・閉鎖性海域における水環境改善に向けて、水質総量削減開始以来蓄積されてきた閉鎖性海域の汚濁負荷量データ、水質関連データ等を活用し、各指定水域の現状と課題を踏まえた水環境状況の評価及び将来水質の予測等を実施することにより、第8次水質総量削減の在り方の検討を行う。また、第8次水質総量削減における汚濁負荷発生源別の実行性のある削減対策の検討を行うため、各汚濁源からの発生負荷量の内容を詳細に解析し、削減目標量や総量規制基準を検討する。</p> <p>【参考】水質総量削減 広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、CODについては昭和54年から、窒素・りんについては平成13年から汚濁負荷量の総量削減対策(工場・事業場に対する排出総量規制など)を5年ごとに目標年度を定め継続的に実施。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・当該施策は、第8次水質総量削減の在り方の検討及び総量規制基準等の検討に向けた調査である。</p> <p>・平成25年度は、指定水域の水環境の現状の整理や、季節性も含めたきめ細やかな水質管理方策にかかる検討を実施した。</p> <p>・平成26年度は、指定水域における水環境の現状の整理に加え、水質将来予測等を検討した。</p> <p>・平成27年度は、指定水域における水質将来予測をとりまとめる予定。また、第8次水質総量削減における実行性のある削減対策の検討を行うため、各汚濁源からの発生負荷量の内容を詳細に解析し、今後の削減目標量や総量規制基準を検討する予定。</p> <p>・検討結果は、中央環境審議会における第8次水質総量削減の在り方についての検討に利用されている。また、引き続いて実施する総量規制基準の検討でも利用される予定。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成25年度(執行ベース) : 25,620</p> <p>平成26年度(執行ベース) : 34,981</p> <p>平成27年度(当初予算) : 45,472</p>		
今後の課題・方向性等	<p>・現在、中央環境審議会において、第8次水質総量削減の在り方について検討が行われている。在り方の検討に引き続いて、総量規制基準の検討が行われる予定である。</p> <p>・当該調査・検討結果は、第8次水質総量削減の在り方の検討に利用されており、また、総量規制基準等の検討やその他閉鎖性海域の課題に対応した検討にも利用される予定である。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号②】</p> <p>・本調査結果を基に、湾灘ごと等の水質管理の観点も含め、中央環境審議会にて第8次水質総量削減の在り方の検討が進められている。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	43	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	海域の窒素、りんに係る暫定排水基準の見直し		
施策等の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国88箇所の閉鎖性海域が定められており、窒素及びりんの含有量について排水規制が行われている。 ・これら88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた海域の水質等について実態を把握するとともに、平成25年9月に期限を迎える窒素・りんの暫定排水基準に係る検討等を行う。 ・平成30年の暫定排水基準の見直しに向け、暫定排水基準適用事業場における排水の実態把握を行い、一般排水基準化に向けた取組を進める。 		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・88の閉鎖性海域等の水環境状況について既存の知見を収集・分析した。 ・また、平成25年9月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準に関して、暫定基準適用業種について排水の水質や排水処理の技術動向等の実態を調査し、暫定排水基準の撤廃を含めた見直しを検討した。検討を踏まえ、現行の暫定排水基準の廃止または平成25年10月以降5年間の暫定排水基準の延長及び強化を行った。 		
施策等の予算額 (千円)	平成25年度(執行ベース): 3,373		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施策は、海域の窒素、りんの暫定排水基準の一般排水基準化に向けた検討である。 ・平成24年から25年にかけて、窒素・りんの暫定排水基準の見直しに係る検討を行い、暫定排水基準の見直しを行った。 ・今後は、平成30年の暫定排水基準の見直しに向け、暫定排水基準適用事業場における排水の実態把握等を行い、一般排水基準化に向けた取組を進める。 		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	44	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	瀬戸内海環境保全基本計画の変更		
施策等の目的・概要	<p>瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき政府が策定する、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下「基本計画」という。)であり、当初計画は昭和53年に閣議決定され、以降、平成6年に一部変更、平成12年に全部変更が行われていた。</p> <p>基本計画は平成12年12月の変更から10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題が出てきたことから、中央環境審議会の答申(瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について:平成24年10月)を踏まえ、基本計画の点検・見直しを行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成25年7月より、中環審水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、基本計画の変更に関する審議が進められ、パブリックコメントを経て、平成26年10月に変更案が取りまとめられた。</p> <p>その後、関係13府県への意見聴取等を経て、平成27年2月20日に中央環境審議会の答申(瀬戸内海環境保全基本計画の変更について)が出され、同月27日には基本計画の変更について閣議決定された。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): 30,000		
今後の課題・方向性等	<p>平成27年2月27日に閣議決定された基本計画に掲げられている施策を進め、適宜フォローアップしていく。また、栄養塩類の適切な管理、気候変動による影響把握など「きれいで豊かな海」の観点から重要な各種調査・検討を行っていく。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号②】</p> <p>第1回点検で指摘のあった「生物多様性・生物生産性」の観点を踏まえ、基本計画の項目立てを従来の「水質の保全」、「自然景観の保全」の2つから、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」の4つへと変更した。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	45	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	有明海・八代海等の再生		
施策等の目的・概要	閉鎖性海域における水質改善、干潟・海浜・藻場等の保全・再生、底質環境の改善等に向けて、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく、有明海・八代海等総合調査評価委員会(以下、「評価委員会」という。)に報告された解決すべき諸問題について調査し、当該海域の環境保全及び改善を図る。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度及び26年度は、評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の生物・水産資源・水環境を巡る諸問題や再生の評価に係る情報の収集・整理・分析を行い、再生の評価について検討した。 ・平成27年度も、引き続き、評価委員会及び小委員会において、再生のための評価等について検討を行うとともに、二枚貝の減少要因解明や海域の特性を把握するための調査を実施する予定である。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 109,660		
	平成26年度(執行ベース): 118,408		
	平成27年度(当初予算): 126,057		
今後の課題・方向性等	<p>《課題》 有明海・八代海の再生に向け、平成18年の有明海・八代海総合調査評価委員会報告における諸課題は、引き続き、解明のための調査が必要である。</p> <p>《方向性等》 引き続き、評価に必要な調査を実施するとともに、関係機関が把握している経年データの収集・整理、数値シミュレーションモデルの活用等により、評価委員会における検討に活用するための基礎資料等を整理することとしている。 なお、平成28年を目途に評価委員会報告を取りまとめる必要がある。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	46	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	里海の創生		
施策等の目的・概要	人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指す。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、生物生息・生育環境等の再生の観点から重要と考えられる藻場・干潟・浅場の再生状況調査結果及び宮古湾におけるアマモ場の復興を核とした「宮古湾里海復興プラン」策定(平成24年度)の検討過程、ノウハウ等を踏まえ、「里海復興プラン策定の手引き」を策定した。 ・平成26年度は、藻場・干潟等の分布調査を把握するための効率的な調査手法を検討するとともに、各地の里海づくりに関する情報を収集・整理した。 また、大村湾(長崎県)の環境改善に適用可能な技術について情報収集し検討を行った。 ・平成27年度は、藻場・干潟の分布状況を把握し、地域における里海づくり活動としての藻場・干潟等の保全・再生・創出の取組を促進する。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 20,580		
	平成26年度(執行ベース): 21,276		
	平成27年度(当初予算): 40,000		
今後の課題・方向性等	・地域における里海づくり活動としての藻場・干潟等の保全・再生・創出の取組を促進するため、藻場・干潟の分布状況を把握する必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号②】 里海づくりの取組を一層推進するため、これまで藻場・干潟の分布状況を把握するための手法を検討するとともに、全国における里海づくり活動の状況を調査した。		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	47	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	生物多様性保全回復施設整備交付金事業		
施策等の目的・概要	我が国を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接に関連する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業を支援することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、自然共生社会づくりを推進する。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度より、本施策において、熊本県が荒瀬ダムを撤去し球磨川の生態系を回復する事業を採択し、継続して支援している(交付金:国費1/2以内)。また、モニタリングにより河川環境の回復が確認されている。平成27年度も引き続き当該取組を支援する予定としている。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 25,000		
	平成26年度(執行ベース): 99,497		
	平成27年度(当初予算): 100,000		
今後の課題・方向性等	荒瀬ダムの撤去は進行中であり、撤去完了に向け取組を一層推進している。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	48	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	ロンドン議定書国内対応		
施策等の目的・概要	我が国においては、船舶からの廃棄物の海洋投入処分を規制しているロンドン議定書を海洋汚染防止法において担保しており、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、一部の廃棄物についてのみ環境大臣の許可の下、海洋投入処分が実施されている。また、二酸化炭素に海底下廃棄(貯留)(以下、海底下CCS)についても、環境大臣の許可の下、実施することとなっている。条約等の規定に基づき国内制度を整備すること、海洋汚染防止法に基づき船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に施行すること及び海底下CCSに係る許可について、海洋環境への影響の有無等について最新の知見を踏まえた適切な審査を実施することを目的としている。		
施策等の実施状況・効果	産業廃棄物の海洋投入処分量は、以下の通り減少傾向にあり、赤泥の海洋投入処分については、平成26年度末に終了した。なお、海底下CCS事業は、平成27年6月現在、実施されていない。 ・平成21年 208万トン ・平成22年 183万トン ・平成23年 167万トン ・平成24年 173万トン ・平成25年 129万トン		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 25,295		
	平成26年度(執行ベース): 24,192		
	平成27年度(当初予算): 19,977		
今後の課題・方向性等	当該施策は、平成19年度から実施しており、廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、産業廃棄物の海洋投入処分量は着実に減少している。赤泥の海洋投入処分については、平成26年度末に終了した。平成25年のロンドン議定書改正により、新たに規制対象となった海洋肥沃化に係る新たな規制については、改正により規制対象となる行為が判然としない状況であるため、平成27年6月現在、批准国は未だ無く、我が国として引き続き国際的な議論の場に積極的に参画し、我が国周辺の海洋環境の保全に資する内容としていく必要がある。また、平成28年度から苫小牧沖において、海底下CCS事業が開始される予定であることから、申請があれば、最新の知見を踏まえた適切な審査を実施する必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号③】 赤泥の海洋投入処分については、平成26年度末に終了するなど、産業廃棄物の海洋投入処分量は着実に減少し、海洋汚染の防止を推進することができている。今後も引き続き、産業廃棄物の海洋投入処分量の削減に努め、海洋汚染を防止していく必要がある。		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	49	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	海洋環境モニタリング		
施策等の目的・概要	廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な施行及び我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効果的に実施するために、我が国周辺海域における陸上・海上起因の汚染の状況及びその経年的変化を適切に把握する。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、沖縄近海(D測線)の4測点(陸域起源:2測点、海洋投入処分位置:2測点)において、海水、堆積物等の調査を行った。 平成26年度は、九州北海域(F測線)の8測点(陸域起源:8測点)において、海水、堆積物等の調査を行った。 平成27年度は、北海道・東北東海域(A側線)の5測点(陸域起源:5測点)、海洋投入処分位置3測点及びホットスポット※1測点において、海水、堆積物等の調査を行う予定。 ※過去の調査により、堆積物について他の沖合域で見られない高濃度汚染が確認された海域		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 55,656		
	平成26年度(執行ベース): 57,266		
	平成27年度(当初予算): 74,331		
今後の課題・方向性等	当該施策は平成10年より実施しており、6~8年で日本周辺海域に設定した測線を1巡し、現在3巡目の調査を行っている。我が国周辺海域の海洋環境保全対策を効果的に実施するため、引き続き来年度以降もモニタリング調査を継続する必要がある。また、過去に海洋投入処分を実施した海域のモニタリングにおいて、高濃度のPCBが検出された観測点が確認されており、海洋投入処分の海洋環境への影響を評価・監視するため、引き続き調査を継続する必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	50	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業		
施策等の目的・概要	我が国における海岸漂着物の現存量を把握し、また発生源対策の事例収集、課題の検討を実施することで、効果的な施策の検討に資する。また、海岸漂着物処理推進法の施行状況を調査し、各都道府県の海岸漂着物対策の取組状況を把握、共有し、国及び地域における総合的な海洋ごみ対策の推進に資する。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より開始。 ・平成25年度は、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国14箇所において実施した。 ・平成26年度は、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国150箇所において実施した。(新たに、沖合域の漂流・海底ごみ調査を実施したため、調査地点が増加。) ・平成27年度も、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国150箇所程度実施予定。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 62,813		
	平成26年度(執行ベース): 67,059		
	平成27年度(当初予算): 87,519		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成19年度より実施しており、地域グリーンニューディール基金事業(都道府県が実施する漂着ごみの回収処理・発生抑制対策事業を支援する補助事業)等の着実な実施による漂着ごみの削減や、漂流・漂着・海底ごみの現状把握、海岸清掃事業マニュアル及び海岸漂着物流出防止ガイドラインの策定等の取組を着実に進めているところである。</p> <p>漂流・漂着・海底ごみの状況把握については、引き続き経年的なモニタリングが必要があることから、今後は地域環境保全対策費補助金事業の成果等を活用し全国的な状況を把握するとともに、代表的な地域・海域における詳細な状況について並行してモニタリングすることで、引き続き、より広範囲かつ詳細な状況把握に努める。また漂流・漂着・海底ごみの削減については、海岸漂着物等地域対策推進事業(都道府県が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収処理・発生抑制対策事業を支援する補助事業)を着実に実施し、回収処理と発生の抑制を推進する。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号③】</p> <p>海岸漂着物問題の解決を図るためには、海岸漂着物の回収・処理と併せて、その発生の抑制に関する施策についても車の両輪として講じることが必要である。当該施策においては、発生抑制対策のためのモデル調査を行っており、その結果は地方公共団体等で活用いただけるよう、広く周知しているところである。加えて、地方公共団体に対する補助事業「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」では、海洋ごみの回収・処理に加え、発生抑制対策に係る事業も補助対象としており、各都道府県において地域の実情に応じた発生抑制対策を推進している。また、当該補助金を活用して各都道府県が実施した発生抑制対策については、環境省が取りまとめ、フィードバックを実施し好事例の普及に努めていく。</p>		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	51	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)、d)
施策等の名称	北西太平洋地域海行動計画推進事業		
施策等の目的・概要	閉鎖性の高い国際海域の環境保全を目的として、国連環境計画(UNEP)が推進する地域海行動計画の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)については、日本海及び黄海を対象として実施されている。NOWPAP活動の実施のため、加盟国である我が国、中国、韓国及びロシア各国に、各プロジェクトに責任を持ち、活動を推進していく地域活動センター(RAC)を配置しており、我が国においては、リモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター(CEARAC)」が設置されている。本施策は、NOWPAP加盟国としての責務を果たすため、NOWPAP活動を推進することを目的としている。		
施策等の実施状況・効果	平成22年度及び平成23年度においては、平成21年度に作成したNOWPAP富栄養化状況評価手順書を基に、我が国においては九州西北部海域、富山湾においてケーススタディを実施した。平成24年度は、ケーススタディの結果を基に、富栄養化を評価するための参照値の標準化手法を検討し、評価手順書の改良を行った。平成25年度は、改良した評価手順書を基に、再度ケーススタディを実施した。平成26年度は、評価手順書における予備評価手順のうち、衛星クロロフィルaを用いた広範囲にわたる海域評価を開始し、平成27年度においても引き続き実施する予定である。施策の効果としては、これまで、NOWPAP海域の評価のための富栄養化状況評価手順書を策定している。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 28,750 平成26年度(執行ベース): 25,444 平成27年度(当初予算): 25,430		
今後の課題・方向性等	当該施策は平成14年度から実施しており、NOWPAP海域における富栄養化状況評価手順書を策定する等の効果が出ている。一方で、北西太平洋地域の広域的な海洋環境評価のためには、濁水におけるリモート・センシングデータの精度向上する必要がある等の課題があることから、濁水に対応した衛星クロロフィルa濃度推定アルゴリズムを使い、NOWPAP海域全域を対象として、富栄養化の兆候が見られる海域の抽出を試みる必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	52	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	アジア水環境パートナーシップ(WEPA)		
施策等の目的・概要	アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、環境省は、2003年に京都で開催された第3回世界水フォーラムにおいて、アジア水環境パートナーシップ(WEPA)事業を提唱した。WEPAは、アジアの13のパートナー国(カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム)の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、関連ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指す取組である。		
施策等の実施状況・効果	<p>・アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)においては、第Ⅰ期(H16-20)にネットワーク構築とデータベースの整備を行い、第Ⅱ期(H21-25)には、第Ⅰ期で明らかになった課題を受けて設定した共通課題「生活排水処理」、「気候変動と水環境」に関するワークショップや、各国の水環境ガバナンス分析等を通じ、各国において必要な課題(例えば法的枠組みや遵守の強化、インベントリ情報の把握、生活排水処理率の向上など)の分析を行い、各国の水環境管理に関する制度の枠組み、「生活排水処理」及び「気候変動と水環境」に関するこれまでの議論や調査結果、パートナー国それぞれの水環境の現状を管理の情報等を取りまとめた「WEPA水環境管理アウトLOOK2012」を発行した。</p> <p>・平成25年5月17日、チェンマイ(タイ)で開催されたアジア太平洋水サミットにおいてWEPAテクニカルワークショップを開催、各国代表や当該分野専門家等40名が参加した。</p> <p>平成26年1月21～23日、年次会合と併せてこれまでのWEPAの活動で蓄積されたアジア地域における水環境ガバナンスの状況に関する知見等を日本の水環境分野の企業等向けに情報提供することを目的とした公開セミナーを開催し、約170名が参加した。</p> <p>・第Ⅲ期(H26～30)は、引き続き情報共有の取組を継続するとともに、一部の対象国においてアクションプログラムを作成し、それに基づいたガバナンス改善の取組を支援していく。</p> <p>・上記の方針に基づき、平成26年度は、アクションプログラムの内容について議論する「日越コンサルテーション会合」(ベトナム・ハノイ)の開催、研究者との連携促進を狙った「東南アジア水環境シンポジウム」(タイ・バンコク)への参加などを実施した。平成27年2月にはスリランカ・コロomboで第10回WEPA年次会合を開催した。</p> <p>・平成27年度は、ベトナムでの養豚場のクリーンアッププロジェクトを課題として具体的に取り組んでいくとともに、2ヶ国目(スリランカ)のアクションプログラムを検討する。</p> <p>・平成27年度4月、WEPAの取り組みの一環として第7回世界水フォーラム(韓国・大邱/慶州)に参加し、これまでの取り組み等について発信した。また閣僚級会議に大臣政務官が出席し、水環境分野における我が国の国際協力について発表した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース) : 31,947 平成26年度(執行ベース) : 49,839 平成27年度(当初予算) : 60,302		
今後の課題・方向性等	WEPA第Ⅲ期の活動を通じて、各国の水環境ガバナンス改善に向けて取り組んでいくとともに、各種セミナー等の場を通じてWEPAの活動で得られた情報等を対外的に発信していく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】</p> <p>これまでのWEPAの活動において、アジアモンスーン地域の水環境ガバナンスをテーマにした国際フォーラム等の開催を通じ、同地域の水環境ガバナンスに係る人材育成及び情報基盤整備を実施してきた結果として、各国の水環境担当行政官の知識や課題解決能力等は向上してきている。また、関係ステークホルダー間の連携と育成により、パートナー国間の強い連携が生まれている一方で、各国においては発展段階や各国固有事情等によって多様な課題を抱えていることが明らかになっており、第Ⅲ期ではこれを受けた取り組みを進めていくことがパートナー国より強く求められているところであり、更なる支援の強化を行っていくなど、各国のレベルやニーズに応じた支援を進めていく予定。</p>		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	53	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業(日中水環境協力事業)		
施策等の目的・概要	平成23年4月、日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚染物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の中国国内での普及促進により中国国内における水環境改善を図る。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、山東省威海市におけるモデル施設のモニタリングを継続して実施した。また、平成24年度に設計を行った四川省徳陽市のモデル施設の建設を行い、モニタリングを実施した。さらに、現地調査を通じて、3箇所目となる浙江省嘉興市において、3箇所目の分散型排水処理モデル施設の設計を行った。 ・平成26年度は、山東省威海市、四川省徳陽市のモニタリングを実施するとともに、平成25年度に設計を行った浙江省嘉興市のモデル施設の建設を行い、モニタリングを実施した。また平成27年3月には、これら3箇所の分散型排水処理モデル施設を中国に引渡すとともに、「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」を両国局長級で締結した。 ・平成27年度は上記の意向書に基づき、畜産排水分野に関する共同研究やセミナーを実施する。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース) : 94,500		
	平成26年度(執行ベース) : 87,000		
	平成27年度(当初予算) : 52,153		
今後の課題・方向性等	本事業で整備した排水処理技術の現地での普及状況や維持管理状況などについて調査・分析を行うことで、中国国内に導入可能な排水処理技術について検証を行うとともに、我が国の水関連企業の中国国内でのビジネス展開も視野に入れつつ、さらなる協力の可能性について検討する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】</p> <p>平成20年から平成23年に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力」を、平成23年から平成26年に「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業」としてモデル施設の建設等を行っており(以下、両事業をまとめて「過年度事業」と記載する)、順調に成果を挙げてきている。さらに、過年度事業で実施したモデル事業のうち、中国国内で同様の技術により水平展開が進められている事例が出てきているところである。</p> <p>平成27年3月には、両国局長級で「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」を締結し、中国の水環境改善にかかる共同研究を強化していく。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	54	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	アジア水環境改善モデル事業		
施策等の目的・概要	<p>我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募を通じて選定した民間事業者による処理技術を用いた生活排水処理や産業排水処理等の実施のための実現可能性調査(FS)や現地実証試験等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開にあたっての効果的支援策を検討することを目的として平成23年度より実施している。</p> <p>あわせて、現地のビジネス環境の改善(環境規制執行改善も含めた相手国政府への働きかけなど)、国内企業(特に高い技術を有する一方で情報、人材面等の理由で海外展開を躊躇する中小企業)に対する現地の環境規制やプロジェクト情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供などビジネス展開にあたってのさらなる効果的な支援策を検討する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、平成24年度に行っているモデル事業のうち、3件(インドネシアでの浄化槽整備、ベトナム有機性産業排水処理、中国農村地域における面源汚染浄化)の現地実証試験の実施及び新たに2件(ソロモン諸島での環境配慮型トイレ普及、ベトナムでの染色産業排水処理)のモデル事業を選定し、実現可能性調査(FS)の実施を支援を行った。 ・平成26年度は、平成25年度に行っているモデル事業のうち、3件(ベトナム有機性産業排水処理、ソロモン諸島での環境配慮型トイレ普及、ベトナムでの染色産業排水処理)の現地実証試験の実施及び新たに3件(ベトナムでの水産加工工場排水処理、マレーシアでの浄化槽整備、インドでの工業団地における再生水システム構築)のモデル事業を選定し、実現可能性調査(FS)の実施を支援した。 ・平成27年度は、過年度に実施可能性調査を実施した4件(環境配慮型トイレ普及事業(ソロモン諸島)、染色産業排水処理事業(ベトナム)水産加工工場排水処理事業(ベトナム)、浄化槽整備事業(マレーシア))について現地実証試験を実施するほか、公募により新規案件を選定し、実施可能性調査を実施する。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 69,483		
	平成26年度(執行ベース): 77,576		
	平成27年度(当初予算): 85,949		
今後の課題・方向性等	<p>これまでに支援したアジア水環境改善モデル事業については、5ヶ年の事例の蓄積がなされているが、さらに事例の蓄積をしていくとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者に共有していく。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】 実施可能性調査、実証試験の実施を終えたモデル事業のうち2者が、平成27年度にビジネスとして成立する予定。 現地実証試験を平成27年度までに完了する案件が4件出てくることから、これまでのモデル事業の成果を総括し、今後我が国企業がさらに効果的に国際展開を進めるための戦略を検討する。</p>		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	55	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	し尿処理システムの国際普及の推進		
施策等の目的・概要	浄化槽やし尿処理施設など、日本発の優れたし尿処理技術の国際普及を図り、2015年までに衛生施設(トイレ)を継続的に利用できない人々の割合を半減するという国連ミレニアム開発目標の達成に寄与する。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度及び平成26年度に中国及びベトナムの現地調査を行った。 ・平成25年度及び平成26年度に国内の産官学の関係者からなる検討会を設置し、日本のし尿処理技術の普及に向けた方向性を検討した。 ・平成25年度及び平成26年度に海外のし尿処理に関する関係者を招き、し尿処理技術に関する国際ワークショップの開催した。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 14,388(し尿処理システム国際普及推進事業費)		
	平成26年度(執行ベース): 15,013(し尿処理システム国際普及推進事業費)		
	平成27年度(当初予算): 15,490(し尿処理システム国際普及推進事業費)		
今後の課題・方向性等	<p>2015年より先の国際開発目標(ポストMDGs)も検討されており、途上国における浄化槽等による分散型の汚水処理は更に重要になっていくと考えられており、引き続き、JSC(※)やJICA等の関係機関とも連携し、浄化槽等日本のし尿処理システムの普及の一層の推進を図っていく。</p> <p>※JSC: 日本サニテーションコンソーシアム(Japan Sanitation Consortium) アジア・太平洋水フォーラムが推進する地域の水に関するナレッジハブ・ネットワークのサニテーション分野のハブ組織として、下水道の専門機関とオンサイト処理やし尿処理等に関する専門機関によるコンソーシアムという形で、2009年10月に設立された。構成団体は、(一財)下水道事業支援センター、(一財)日本環境衛生センター、(公財)日本下水道協会、(公財)日本環境整備教育センター、日本下水道事業団である。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】 ご指摘を踏まえ、平成25年度及び平成26年度に「アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップ」を開催し、今後取り組むべき課題や方向性について共通認識を得るとともに、アジアにおける分散型汚水処理の推進に向けて、各国関係者のネットワークの構築や連携強化を目指した。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	56	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究事業)		
施策等の目的・概要	アジアの途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行う。またこれにより、途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。		
施策等の実施状況・効果	本事業は、平成26年度度は、調査実施方針を策定し、アジア地域4都市の基礎データの収集及びワークショップを行い、都市と水環境に関する実態や関連施策の動向について共有し、当該都市における課題を把握した。 平成27年度は、調査対象地域の拡大及び基礎的データの収集を行い、収集・整理した水質関連情報等を提供するためのデータベースを構築する。さらに、水質予測モデルの構築と水環境の持続可能性を評価する指標の開発に着手する。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 0		
	平成26年度(執行ベース): 90,000		
	平成27年度(当初予算): 90,000		
今後の課題・方向性等	本事業は、平成26年度から4カ年の計画で研究・調査としており、これまで、基礎データの収集・分析、及び関係者と情報共有し、当該都市における課題を把握した。今後は、データベースを構築や水質予測モデルの構築や評価指標の開発を行い、アジアの途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うこととしている。またこれにより、途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号④】 本事業では、アジア各国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うため、基礎データの収集・分析等を実施した。		

整理番号	57	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業		
施策等の目的・概要	アジア地域等の途上国においては、著しい経済成長に伴い、環境汚染が深刻な課題となっており、地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット対策実施の優先度は高い。本事業では、政府間合意等の協議を通じたコベネフィット型対策導入のための戦略策定と技術的実証、我が国の優れた「環境対策技術等」を我が国の環境対策経験に基づき「規制・制度の整備」、「人材育成」とパッケージにして、対象国のニーズに合わせたモデル事業を核として、展開・普及を図る。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、インドネシアの水産加工場に実証施設を設置しモニタリングを開始するとともに、現地政府等関係者を対象にした現地ワークショップ及び訪日研修を実施した。 平成26年度は、前年度に設置した施設のモニタリングを継続し、コベネフィット効果の算出・分析を行った。この結果、対象水産加工場の排水は基準を満たすレベルに改善され、他の排水処理方式と比べ、約6割の温室効果ガスの削減効果が確認できた。また、インドネシア政府等関係者を対象にした現地ワークショップ、及び訪日研修を実施し、コベネフィット型対策にかかる知見を深めるとともに、関係者と成果・情報共有を行った。 平成27年度は、インドネシアの水産加工業とパーム油を対象としたコベネフィット型排水処理対策のための調査を実施予定。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 216,151(うち74,960千円)		
	平成26年度(執行ベース): 630,429(うち80,916千円)		
	平成27年度(当初予算): 750,189の内数		
今後の課題・方向性等	当該事業は、インドネシアとのコベネフィット協力フェーズ2として平成24年度より実施しており、実証設備の設置等を行い、排水の水質改善及び温室効果ガスの排出削減効果を取りまとめた。また、ワークショップの開催や訪日研修を実施し、インドネシア政府等の関係者の能力構築を図った。一方、インドネシアにおける環境汚染にかかる課題については、引き続きコベネフィット型対策が有用であり、フェーズ3協力としてメタンガス等のエネルギー回収やパーム油産業における排水対策の実証試験を実施するとともに、継続的な能力構築を行うこととしている。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号④】 平成24年度から平成26年度まで、インドネシアにおいて我が国の優れた技術を用いたコベネフィット型排水処理の実証事業を実施し、排水の水質改善効果と温室効果ガスの削減効果を取りまとめた。		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	58	府省名	外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)、d)
施策等の名称	北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)を通じた取組		
施策等の目的・概要	国連環境計画(UNEP)の提唱する、閉鎖性水域の海洋汚染の管理と海洋及び沿岸域の資源の管理を目的とした地域海計画(Regional Sea Programme)のひとつである。NOWPAPに、中国、韓国、ロシアとともに参加し、北西太平洋地域(日本海及び黄海)における海洋環境の状況調査、データベース構築、緊急時行動計画の策定、漂流・漂着ゴミ対策等の取組を行っている。		
施策等の実施状況・効果	毎年開催されているNOWPAP政府間会合に参加し、積極的に議論に参画してきている。平成26年10月にはモスクワで開催された第19回政府間会合に参加し、日本の海洋ゴミへの取り組み紹介やNOWPAP運営に関する議論を行った。また、NOWPAPは毎年、参加国の持ち回りで地元自治体・NGO等との協力の下海岸清掃キャンペーン及びワークショップを開催しており、海洋ゴミ問題の啓発に努めている。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 22,550 平成26年度(執行ベース): 26,675 平成27年度(当初予算): 30,250		
今後の課題・方向性等	本年ドイツにおいて開催されたG7エルマウ・サミットにおいては、海洋環境の保全に対するコミットメントが示されたところ、G7メンバー国として、NOWPAP政府間会合等の機会を捉え、NOWPAPにおける関連取組みの強化を促す。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号③】 平成25年12月には第18回政府間会合を日本主催で富山において開催し、各国の活動拠点における活動状況の共有や、NOWPAPの今後の展望に関する議論を通じ、参加国間の関連取組みにおける一層の協力強化を図った。 また、平成26年9月に韓国で開催された海岸清掃キャンペーンの実施を支援した。		

整理番号	59	府省名	外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)、d)
施策等の名称	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書(以下「ロンドン条約・議定書」という)を通じた取組		
施策等の目的・概要	船舶等に積み込んだ廃棄物を海洋において投棄することを規制するための国際条約であるロンドン条約・議定書に加盟し、その着実な実施に貢献することで、海洋投棄による海洋環境の汚染防止に取り組んでいる。		
施策等の実施状況・効果	毎年ロンドンの国際海事機関本部で開催されるロンドン条約・議定書締約国会議等での議論に積極的に参画。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 771,630 平成26年度(執行ベース): 501,642 平成27年度(当初予算): 566,570		
今後の課題・方向性等	引き続き例年の締約国会合での議論に積極的に参加し、ロンドン条約・議定書の着実な実施に貢献していく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号③】 海洋汚染の防止に関する施策等(環境省、外務省、国土交通省等)に関し、関係省庁とも連携し、推進していく。		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	60	府省名	外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	ODAを通じた国際的な水環境保全への対応		
施策等の目的・概要	我が国の水環境保全に関する技術・経験を生かし、海外の水環境問題の解決を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>JICAによる水環境保全分野の実施状況については以下のとおり。</p> <p>1. 水環境分野 (1) 技術協力プロジェクト: 25年度実績73件916,503千円 (2) 有償資金協力: 25年度実績0件0円 (3) 無償資金協力: 25年度実績0件0円</p> <p>2. 下水道分野 (1) 技術協力プロジェクト: 25年度実績144件1,329,292千円 (2) 有償資金協力: 25年度実績2件12,839,000千円 (3) 無償資金協力: 25年度実績0件0円</p> <p>3. 上水道(上下水道)分野 (1) 技術協力プロジェクト: 25年度実績10件472,986千円 (2) 有償資金協力: 25年度実績0件0円 (3) 無償資金協力: 25年度実績0件0円</p> <p>(注: 有償資金協力及び無償資金協力の年度はL/A調印日またはアmend日の年度) (注: 有償資金協力の金額は承諾額)</p>		
施策等の予算額 (千円)	平成25年度(執行ベース): 15,557,781 (上記1~3の合計額)		
	平成26年度(執行ベース): 集計中		
	平成27年度(当初予算): 集計中		
今後の課題・方向性等	今後とも引き続き、我が国の水環境保全に関する技術・経験を生かし、海外の水環境問題の解決を図ることに努めていく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	61	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	健全な内水面生態系復元等推進事業		
施策等の目的・概要	河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化やカワウ・外来魚による被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これらを解決するための技術開発や、内水面漁場環境の保全、カワウ・外来魚駆除等に係る漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、淡水魚介類の安定供給を図る。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25、26年度は、健全な内水面生態系復元等推進事業を全国内水面漁業協同組合連合会及び全国6ブロックにおいて実施した。 ・平成27年度は、健全な内水面生態系復元等推進事業を全国内水面漁業協同組合連合会及び全国6ブロックにおいて実施している。 ・カワウ被害の深刻化を踏まえ、平成27年度において、当事業予算を拡充し、カワウの生息状況調査や駆除・繁殖抑制活動の補助率を2分の1から定額とした。 また、委託事業において、ブラックバスやブルーギルなどの外来種の効率的な駆除技術の開発を行い、それらをマニュアルにより関係者へ周知した。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：151,869 平成26年度(執行ベース)：185,792 平成27年度(当初予算)：241,058		
今後の課題・方向性等	これまでの事業において、河川等における天然魚を増やすための産卵床の保全や魚道機能の維持、カワウ・外来魚駆除等の活動につき支援をしてきたところ。 今後はこれまでの技術開発によって得られた知見(アユ、溪流魚等、魚種ごとの好ましい産卵床の形状、カワウ・外来魚の新たな駆除技術等)を踏まえ、より効果的な取組を推進する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	62	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	水質保全対策事業(水質保全施設整備)		
施策等の目的・概要	農地等から閉鎖性水域など公共用水域へ排出される汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等を実施する。 特に閉鎖性水域については、水が滞留し、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質改善が難しいという性質があるものの、農業用水をはじめとする各種水源として重要な役割を果たしているほか、公共性も高いことから、水質保全施設の整備を推進している。		
施策等の実施状況・効果	・平成27年度は、農村地域防災減災事業を全国4か所(継続3件、新規1件)において実施する予定である。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：農山漁村地域整備交付金112,828,000円の内数、農村地域防災減災事業8,250,000円 平成26年度(執行ベース)：農山漁村地域整備交付金112,211,000円の内数、農村地域防災減災事業4,450,000円 平成27年度(当初予算)：農山漁村地域整備交付金106,650,000円の内数、農村地域防災減災事業36,767,000円の内数		
今後の課題・方向性等	平成6年度の事業開始から、全国で37地区(うち閉鎖性水域関係15地区)を完了しており、農山漁村の環境保全を図り、公共用水域の水環境保全に貢献しているところ。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	63	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	環境保全型農業直接支払交付金の推進		
施策等の目的・概要	平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域直接支払とともに、本事業を日本型直接支払制度として位置付け。平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として農業者の組織する団体等		
施策等の実施状況・効果	平成25年度の実施面積については、51,114ha、平成26年度の実施面積は、57,744haと着実に増加。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 1,666,532		
	平成26年度(執行ベース): 1,818,394		
	平成27年度(当初予算): 2,608,543		
今後の課題・方向性等	当該施策は平成23年度より実施しており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施している。実施面積は毎年度着実に増加しており、今後も取組が拡大するよう、引き続き、当該施策の推進を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号②】 当該施策では、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて行う営農活動として、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」も位置付けている。今後も取組が拡大するよう、引き続き、当該施策の推進を図ることで湖沼や閉鎖海域の環境保全等に寄与する。		

整理番号	64	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	持続的な農業生産方式の導入の促進		
施策等の目的・概要	環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)を認定し、支援措置を講じることにより持続性の高い農業生産方式の導入を促進している。		
施策等の実施状況・効果	エコファーマーの累積新規認定件数は、平成27年3月末時点で292,373件。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	今後とも、環境保全型農業直接支払交付金等エコファーマーを要件とする施策の推進とあわせ、エコファーマーの認定の促進を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号①②】 土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)が増加することにより、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	65	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	農業環境規範の普及・定着		
施策等の目的・概要	我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが重要であるとの認識の下、土づくりの励行や、適切で効果的な施肥等、農業者が農業生産活動において実行されるべき基本的な取組として取りまとめた「環境と調和の取れた農業生産活動規範」(農業環境規範)を平成17年に策定し、その普及・定着を推進。		
施策等の実施状況・効果	取組の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の要件等について、農業環境規範を関連づけることを実施しており、平成26年度は40事業において実施されている(平成25年度:38事業)。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	農業環境規範の補助事業等への関連づけについて、毎年度、実態の把握及び周知を行い、事業数の拡大に努めることとし、農業環境規範の普及・推進を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号①②】 農業環境規範の普及・定着を図ることにより、土づくりの励行や適切で効果的な施肥等の農業者の取組を推進し、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。		

整理番号	66	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	有機農業の推進		
施策等の目的・概要	「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」(19年4月策定)に基づき、有機農業への参入支援、栽培技術の体系化や有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組の推進とともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援。		
施策等の実施状況・効果	有機農業の拡大ため以下の支援を実施。 ・平成25年度においては、全国段階では、①有機農業への参入・定着のための事例調査(対象200件)、②有機農業栽培技術のマニュアルの作成及び配布、③有機農産物の流通拡大のためのマッチングフェアの開催(全国4カ所)、地域段階では、供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証等(16地区)に対し支援。 ・平成26年度においては、全国段階では、①有機農業への参入・定着のための事例調査(対象229件)、②有機農業研修カリキュラム等の作成及び配布、③有機農産物の流通拡大のためのマッチングフェアの開催(全国3カ所)、地域段階では、供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証等(22地区)に対し支援。 ・平成27年度においては、引き続き全国段階及び地域段階において有機農業の推進の取組のための支援を実施予定。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(当初予算): 生産環境総合対策事業 49百万円、産地活性化総合対策事業 2,271百万円の内数		
	平成26年度(当初予算): 生産環境総合対策事業 55百万円、産地活性化総合対策事業 2,882百万円の内数		
	平成27年度(当初予算): 産地リスク軽減技術総合対策事業 318百万円の内数		
今後の課題・方向性等	平成26年4月に新たに策定された「有機農業の推進に関する基本的な方針」に記載されている各目標の達成に向けて、引き続き有機農業に係る施策を推進することとする。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号①②】 これらの課題解決に資するため、引き続き有機農業の推進に係る取組に対し支援していくことで湖沼や閉鎖海域の環境保全等に寄与する。		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	67	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	水産環境整備事業		
施策等の目的・概要	我が国周辺水域の水産資源の約5割が低位水準にあるとともに、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、閉鎖性海域等における赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められている。 このため、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、もって、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給に資する。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は全国の閉鎖性水域のうち11地区、平成26年度は14地区において、藻場・干潟の保全・造成、堆積物の除去や覆砂等の水域環境保全のための事業が実施された。 平成27年度当初予算においては、全国の閉鎖性水域のうち15地区において、藻場・干潟の保全・造成、堆積物の除去や覆砂等の水域環境保全のための事業が実施される予定。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：16,798,022(うち復興庁計上分841,391千円)の内数		
	平成26年度(執行ベース)：14,891,518(うち復興庁計上分926,109千円)の内数		
	平成27年度(当初予算)：11,781,000(うち復興庁計上分919,000千円)の内数		
今後の課題・方向性等	平成24年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、平成24年度から28年度までの5年間で概ね23万haの漁場において効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、概ね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生息環境を新たに保全・創造するとされており、今後も目標の達成にむけ、水産環境整備事業の推進を図る必要がある。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号②】 水産資源回復のため、閉鎖性海域の環境保全に資する藻場・干潟の保全や造成等について、引き続き推進してきたところ。		

整理番号	68	府省名	農林水産省(担当)、国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	海岸漂着物の円滑な処理		
施策等の目的・概要	【災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業】 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に流木等の処理を実施。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を全国8箇所において実施した。 平成26年度は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を全国7箇所において実施した。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：359,290		
	平成26年度(執行ベース)：169,071		
	平成27年度(当初予算)：-		
今後の課題・方向性等	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は平成11年度に創設され、海岸漂着物の円滑な処理に寄与している。 引き続き、事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号③】 平成26年6月に海岸法が改正され、海岸管理を適正かつ確実にを行う法人・団体を海岸管理者が海岸協力団体として指定することが可能となった。 このことにより、今後、海岸協力団体が活動の一環として行う海岸の清掃活動により、海岸に堆積する流木及びゴミ等の削減が見込まれ、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業との相乗効果を高めることが期待される。		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	69	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	アジアモンスーン地域連携水田・水環境評価検討事業		
施策等の目的・概要	アジアモンスーン地域における水田農業の有する多面的機能(地下水涵養や生物多様性の保全、洪水防止、水質改善等、農業生産活動が行われることにより生じる食料生産以外の機能)の重要性について、INWEPF(International Network for Water and Ecosystem in Paddy Field:アジア地域を中心とした水田農業を営む17ヶ国及び国際機関から成る組織)が実施する多面的機能の貨幣価値換算評価やその結果の国際社会への発信等の活動の支援により、多面的機能に関する国際社会の理解とともに、それら機能を増進する取組を推進する。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、5月にタイにて開催された第2回アジア太平洋水サミット(18の国・地域の国家元首・首脳級、30以上の国・地域の代表団、国際機関、民間セクター、学界、市民社会のリーダーらを含め300名以上が出席)にて、多面的機能の重要性について関係者で共有した。また、11月にタイで開催されたINWEPF運営会議では、水田の地下水涵養機能の貨幣価値換算評価についての活動報告を行った。 ・平成26年度は、11月にベトナムで開催されたINWEPFシンポジウム及び運営会議、並びに平成27年4月に開催された第7回世界水フォーラムにおいて、水田の多面的機能の重要性や同機能を増進するための取組について情報発信し、同機能の国際社会への理解醸成を図ったところ。 		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 8,178		
	平成26年度(執行ベース): 7,360		
	平成27年度(当初予算): 0(廃止)		
今後の課題・方向性等	—		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】 平成27年4月に開催された第7回世界水フォーラムにおいて、当該水フォーラム参加者の意見を反映した「閣僚への勧告文」に我々が継続して主張してきた多面的機能の重要性についての記述がなされたことから、一定の理解が進みつつある。</p>		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	70	府省名	国土交通省、海上保安庁
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)、c)
施策等の名称	海の再生等閉鎖性水域における総合的な取組の推進		
施策等の目的・概要	都市再生プロジェクト第三次決定(平成13年12月)を受け、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画を策定し、総合的な施策を推進している。		
施策等の実施状況・効果	<p>下水処理施設における高度処理等による陸域負荷対策、直接浄化等による河川負荷対策、干潟・浅場等の保全・再生等による海域浄化対策、モニタリング、啓発活動、海域におけるゴミ回収等の総合的な取組を実施している。</p> <p>東京湾においては、平成25年5月に「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を策定し、同年11月には企業やNPO等の多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」を設置し、東京湾の環境改善に向けた行動の輪を拡げている。</p> <p>また、大阪湾においては、平成26年5月に「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定し、新たに、偏った栄養塩の供給対策に取り組むとともに、引き続き多様な主体と連携した環境改善を推進している。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：港湾整備事業費の内数、社会資本整備総合交付金の内数及び防災・安全交付金の内数		
	平成26年度(執行ベース)：港湾整備事業費の内数、社会資本整備総合交付金の内数及び防災・安全交付金の内数		
	平成27年度(当初予算)：港湾整備事業費の内数、社会資本整備総合交付金の内数及び防災・安全交付金の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画に基づき、総合的な施策を推進していく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	71	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)、b)、c)
施策等の名称	下水の高度処理等による湖沼における水環境の保全		
施策等の目的・概要	下水の高度処理、合流式下水道の改善等による水環境の改善		
施策等の実施状況・効果	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース)：2,275,047百万円の内数		
	平成26年度(執行ベース)：1,996,419百万円の内数		
	平成27年度(当初予算)：1,996,554百万円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題番号①】 流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。		

**「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)**

資料1-2

整理番号	72	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	下水の高度処理等による閉鎖性海域における水環境の保全		
施策等の目的・概要	下水の高度処理、合流式下水道の改善等による水環境の改善		
施策等の実施状況・効果	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 2,275,047百万円の内数		
	平成26年度(執行ベース): 1,996,419百万円の内数		
	平成27年度(当初予算): 1,996,554百万円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	73	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	下水の高度処理等による陸域からの負荷の削減		
施策等の目的・概要	下水の高度処理、合流式下水道の改善等による水環境の改善		
施策等の実施状況・効果	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 2,275,047百万円の内数		
	平成26年度(執行ベース): 1,996,419百万円の内数		
	平成27年度(当初予算): 1,996,554百万円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	74 (27再掲)	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	① ②	検討内容の詳細記号	a) b)、c)
施策等の名称	第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)		
施策等の目的・概要	特に水環境の悪化が著しい河川・湖沼等における水質改善や水量確保の観点から、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等が一体となって「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」を策定、総合的な水環境改善施策を実施。		
施策等の実施状況・効果	当該施策は平成13年度から開始しており、水環境の悪化が著しい全国の32箇所において、地域協議会が水質・水量目標設置等を含む計画を策定し、直接浄化事業、導水事業、下水道事業等の水環境改善事業を実施。 ※綾瀬川(BOD75%値) 昭和61年 26.7 ml/l → 平成25年 4.5 mg/l		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(当初予算): 6,352億円の内数、社会資本整備総合交付金903,136百万円及び防災安全・交付金1,045,953百万円の内数		
	平成26年度(当初予算): 7,981億円の内数、社会資本整備総合交付金912,362百万円及び防災安全・交付金1,084,057百万円の内数		
	平成27年度(当初予算): 8,001億円の内数、社会資本整備総合交付金901,805百万円及び防災安全・交付金1,094,749百万円の内数		
今後の課題・方向性等	全国の一級河川に比べて、環境基準を満足している地点の割合は高まっているところであり、引き続き水環境の改善を図っていく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	75	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	干潟の再生		
施策等の目的・概要	閉鎖性海域において環境の保全・再生を図るため、港湾整備等により発生する浚渫土砂を有効活用し、干潟の再生に取り組んでいる。		
施策等の実施状況・効果	平成24年度から平成28年度までの5年間で干潟を45ha再生することを当面の目標として取り組んでいる。 平成25年度は、全国で3.6haの干潟の再生が完了した。 平成26年度は、干潟の再生を継続して行った。 平成28年度までに全国で残り30haの干潟の再生を行う予定である。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
	平成26年度(執行ベース): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
	平成27年度(当初予算): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、干潟の保全・再生・創出を図っていく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	76	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	底質環境の改善に向けた取組		
施策等の目的・概要	閉鎖性海域における赤潮・青潮の発生原因と考えられている、海水交換の悪化、富栄養化に対して、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行い底質環境の改善を図る。		
施策等の実施状況・効果	平成24年度から平成28年度までの5年間で覆砂・深掘り跡の埋め戻し等を115ha実施することを当面の目標として取り組んでいる。 平成25年度は、全国で26.8haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行った。 平成26年度は、全国で17.3haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行った。 平成28年度までに全国で47.7haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行う予定である。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
	平成26年度(執行ベース): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
	平成27年度(当初予算): 港湾整備事業費の内数及び社会資本整備総合交付金の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行うことにより、底質環境の改善を図っていく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	77	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	閉鎖性水域における環境モニタリング		
施策等の目的・概要	【目的】 閉鎖性水域の海洋環境保全のため、各種環境モニタリングを実施する。 【概要】 ・千葉灯標に設置したモニタリングポストにおける水質の常時観測 ・地球観測衛星による観測データを利用した東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動、消滅等を把握 ・海上保安庁の測量船による瀬戸内海における貧酸素水の実態把握調査		
施策等の実施状況・効果	・千葉灯標モニタリングポストにおいて、水質の常時観測を実施し、インターネットで提供した。(平成14年度より継続実施) ・東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動を把握するため、地球観測衛星による観測データを解析し、インターネットで提供した。(平成15年度より継続実施) ・瀬戸内海において、貧酸素水の実態把握調査を実施した。(平成15年度より継続実施)		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 7,633		
	平成26年度(執行ベース): 7,670		
	平成27年度(当初予算): 7,670		
今後の課題・方向性等	引き続き、閉鎖性水域の海洋環境保全のため、各種環境モニタリングを継続して実施する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	78	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	海洋汚染調査		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第46条に基づき、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施する。</p> <p>【概要】 外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけて、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODの調査</p>		
施策等の実施状況・効果	外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、採水、採泥を実施し、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODを分析し、報告書をインターネットにより公開している。(昭和47年度より継続実施)		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 4,559		
	平成26年度(執行ベース): 4,689		
	平成27年度(当初予算): 4,688		
今後の課題・方向性等	引き続き、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施する。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	79	府省名	海上保安庁
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	海洋環境保全思想の普及・啓発活動		
施策等の目的・概要	<p>海洋汚染を防止し、海洋環境を保全するため、国民に対し海洋環境保全思想の普及・啓発活動を実施している。</p> <p>具体的には、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会、訪船指導、訪問指導及び若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を実施している。</p>		
施策等の実施状況・効果	平成26年における海洋環境保全に関する活動の実施状況は以下のとおり。 海洋環境保全講習会 122回(参加人数 3,954名) 訪船指導 3,771隻 訪問指導 1,108か所 海洋環境保全教室 407回(参加人数 22,677人)		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): 101,136の内数		
	平成26年度(執行ベース): 102,598の内数		
	平成27年度(当初予算): 99,962の内数		
今後の課題・方向性等	<p>当庁による海洋汚染の現状分析では、海洋汚染の大半が人為的要因によって発生しているという実態が示されており、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境保全に関する意識の高揚、法令の励行が不可欠である。</p> <p>よって、引き続き、ボランティアや地方公共団体等とも連携し、海洋環境保全思想の普及・啓発活動を精力的に実施していく。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号③】 ボランティアや地方公共団体等と連携し、海洋環境保全思想の普及・啓発活動を精力的に実施した結果、平成26年に海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は380件(前年比75件減少)であった。海洋汚染の現状として、油による汚染は取扱い不注意による排出等、人為的要因による汚染が半数を超え、廃棄物による汚染は一般市民による不法投棄が依然として多い状況にある。平成27年も、海洋汚染の原因や地域の実情に応じた効率的且つ効果的な対策を執り、関係機関等と連携を図りつつ海洋環境保全対策を推進する。</p>		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	80	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	マルポール条約に基づく国内対応(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)の着実な推進		
施策等の目的・概要	船舶による海洋汚染等の防止を目的としたマルポール条約の適格な実施を確保し、海洋環境の保全等に資することを目的とする。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、マルポール条約の容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則を定めた附属書Ⅲ及び船舶による大気汚染の防止のための規則を定めた附属書Ⅵの改正に伴い、これを国内担保するため、同法施行令及び施行規則について所要の改正を行った。 平成26年度は、附属書Ⅵの改正に伴い、これを国内担保するため、同法施行令について所要の改正を行った。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	今後も、海洋環境の保全等に資することを目的として、国際条約等の改正内容の国内担保措置を適確に実施していく。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

整理番号	81	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	船舶バラスト水規制管理条約に規定されるバラスト水処理設備に係る承認		
施策等の目的・概要	バラスト水※に混入した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されており、本条約が発効した際には、我が国船舶は当該基準を満たす必要がある。これを受け、当該基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水処理設備の承認を進めている。 ※バラスト水とは、船舶が空荷の時等に、船舶を安定させるための「おもし」として取水する水であり、主に貨物を陸揚げする港で取り入れ、貨物を積載する港で排出される。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度末時点で、13型式に承認を与えている。		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	引き続き、日本国籍船舶に搭載可能な処理設備の承認を適切に進めることで、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進を図る。		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「水環境保全に関する取組」
重点検討項目②「水環境改善のための取組」
に係る関係府省の自主的点検結果(調査票)

資料1-2

整理番号	82	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	d)
施策等の名称	下水道分野の水ビジネス国際展開		
施策等の目的・概要	世界の水環境問題の解決、下水道分野における本邦企業の海外展開促進を目的として、我が国下水道事業の経験と技術を活かした案件形成支援や、下水道システムの戦略的な国際標準化等を推進している。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、サウジアラビア等との間でセミナー及び政府間協議を実施した。また、サウジアラビア、カンボジアを対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を図った。 ・平成26年度も、ベトナム、インドネシア、マレーシアの重点対象国を中心に政府間協議やセミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシアを対象に本邦研修を実施し、下水道事業実施能力の強化を図った。 ・国際標準化に関しては、我が国が幹事国を務めるTC282(水の再利用)の取組を始め、汚泥の処理・処分、雨水管理などの水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進している。 ・平成27年度も引き続き、ベトナム、インドネシアなどの重点対象国を中心に政府間協議・セミナーを実施予定。 		
施策等の予算額 (千円)	平成25年度(執行ベース) : 90,226		
	平成26年度(執行ベース) : 101,865		
	平成27年度(当初予算) : 101,928		
今後の課題・方向性等	<p>当該政策は平成21年度より実施しており、平成25年9月には、インドネシア公共事業省と社会資本整備分野に係る協力覚書を締結、平成26年3月には、ベトナム建設省と下水道分野に関する技術協力の覚書を3年間更新するなど、東南アジア諸国の政府機関との関係構築が着実に進展していることに伴い、政府間協議やセミナー開催数が増加している。また、ベトナム、インドネシアにおいては、本邦下水道技術の推進工法に対する理解が醸成されており、平成25年度には、日越協働で作成した推進工法関連基準をベトナム側に手交、平成26年度には、その基準により設計されたベトナム国内の下水道推進工事に本邦企業が参画する等、取組の成果が出ている。</p> <p>国際標準化に関しては、引き続き議論に積極的・主導的に参画し、我が国技術が適正に評価されるような国際標準策定作業に取り組んでいく。</p>		
第1回点検(平成25年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題番号④】 ベトナム、インドネシア、サウジアラビア等の重点対象国を中心として、技術協力に関する覚書を締結しており、それに基づいた定期的な政策対話やワークショップにおいて、我が国下水道事業の経験・技術を発信している。</p>		